

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	軽自動車税種別割の賦課及び徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、軽自動車税種別割の賦課及び徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令(練馬区個人情報保護条例等)を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

練馬区長

公表日

令和2年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	軽自動車税種別割の賦課及び徴収に関する事務
事務の概要	<p>軽自動車税種別割の賦課及び徴収に関する事務を行う。 事務の内容は以下の通りである。</p> <p>賦課に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税種別割申告書を收受し、入力する。 軽自動車税種別割申告書の入力結果を基に軽自動車税種別割の賦課決定を行い、「軽自動車税種別割納税通知書」を送付する。 軽自動車税種別割減免申請書を收受し、審査する。 軽自動車税種別割減免申請書の審査結果を基に軽自動車税種別割減免決定を行い、「軽自動車税種別割減免可否決定通知書」を送付する。 住民、事業者からの申請に基づき「納税証明書等」を交付する。 住民基本台帳ネットワークシステムの統合端末(照会用端末)から本人確認情報の照会を行う。 <p>徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納システム・滞納管理システムが軽自動車税システムより賦課情報を入手する。 住民、事業者が納付・徴収した情報を金融機関等を経由し入手する。 過誤納金が発生した場合、還付・充当処理し「還付・充当通知書」を住民、事業者に送付する。 納期限までに納付しなかった場合、督促状を住民、事業者に送付する。 分割納付希望者や滞納がある者の納税相談記録を管理する。 差押、交付要求、執行停止等の滞納処分を行う。
システムの名称	軽自動車税システム、収納システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税賦課情報ファイル (2)軽自動車税収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9条第1項 別表第一の16の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第19条第7項 別表第二の27の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第20条第7項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	区民部税務課 / 収納課
所属長の役職名	区民部税務課長 / 収納課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>区民部 税務課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-1694</p> <p>区民部 収納課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4541</p>

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な以外の情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	情報関連 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務を行う。</p> <p>事務の内容は以下の通りである。</p> <p>賦課に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税申告書を收受し、入力する。 軽自動車税申告書の入力結果を基に軽自動車税の賦課決定を行い、「軽自動車税額通知書」を送付する。 住民、事業者からの申請に基づき「納税証明書等」を交付する。 住民基本台帳ネットワークシステムの統合端末(照会用端末)から本人確認情報の照会を行う。 	<p>軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務を行う。</p> <p>事務の内容は以下の通りである。</p> <p>賦課に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税申告書を收受し、入力する。 軽自動車税申告書の入力結果を基に軽自動車税の賦課決定を行い、「軽自動車税額通知書」を送付する。 軽自動車税減免申請書を收受し、審査する。 軽自動車税減免申請書の審査結果を基に軽自動車税減免決定を行い、「軽自動車税減免可否決定通知書」を送付する。 住民、事業者からの申請に基づき「納税証明書等」を交付する。 住民基本台帳ネットワークシステムの統合端末(照会用端末)から本人確認情報の照会を行う。 	事後	
平成29年10月1日	情報関連 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成29年10月1日	情報関連 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第19条第7項 別表第二の27の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第20条第6項 	事後	
平成29年10月1日	情報関連 5.評価実施機関における担当部署 所属長	区民部税務課長 齋藤 一作 / 収納課長 金崎 耕二	区民部税務課長 齋藤 一作 / 収納課長 風間 康子	事後	
平成29年10月1日	しきいち判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年10月1日	しきいち判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年10月1日	情報関連 5.評価実施機関における担当部署 所属長	区民部税務課長 齋藤 一作 / 収納課長 風間 康子	区民部税務課長 牧山 正和 / 収納課長 風間 康子	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月1日	しきいち判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年10月1日 時点	事後	
平成30年10月1日	しきいち判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年10月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	関連情報 5.評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	区民部税務課長 牧山 正和 / 収納課長 風間 康子	区民部税務課長 / 収納課長	事後	
令和1年6月25日	関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	区民部 税務課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-2703 区民部 収納課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4541	区民部 税務課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-1694 区民部 収納課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4541	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	リスク対策	記載なし	項目追加による新規記載	事後	
令和2年6月25日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称 事務の概要	軽自動車税	軽自動車税種別割	事後	
令和2年6月25日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	「軽自動車税額通知書」	「軽自動車税種別割納税通知書」	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 1.対象人数	令和1年5月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年5月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月25日	関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第20条第6項	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第20条第7項	事後	